

1) 原子力災害避難計画に対する質問

① 最悪のシミュレーション

2021年4月26日、唐津市と県内の受け入れ先12市町でつくる「唐津市原子力災害時広域避難対策協議会」の会合が開かれた。避難先市町からは「最大の避難者数を出してほしい」と意見が出され、唐津市担当者は「全市民が避難する最大リスクに加え、具体的に事故の事例を考え、避難計画の議論を進めたい。そのためには事故進展スピードや事故パターンを出す必要があり、国に示してもらいたい」と述べた。避難元自治体の抱える不安の実態が明らかになった。

佐賀県はこのような問題を避難者自治体と協議し、国に対して最悪のシミュレーションを出すように要請はしてきたのか。したのであればその回答はどうだったのか回答を求める。

また、これまでの私たちの質問に佐賀県から回答は、「国が前面に立って」と繰り返すが、私達住民の命とくらしを守る立場の佐賀県としての「最悪のシミュレーション」についての考え方と行動を具体的に示されたい。

(答)

- 県地域防災計画(第4編 原子力災害対策)では、災害の想定について、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努めることとしており、具体的な原子力災害の想定はありませんが、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえて策定された国の原子力災害対策指針に基づき、県地域防災計画を策定し、訓練の検証結果等を踏まえて毎年見直しを行っています。
- また、原子力災害の状況はその時々で変化するものであり、最悪の想定を具体的に示すことは困難ですが、これからも様々な状況を想定した訓練を実施してまいります。
- そして、災害対応はこれで終わりというものではありません。より良い地域防災計画や避難計画となるよう不断に見直しを行いつつ、訓練を通して関係市町や関係機関と共に内容を確認するなど実効性を高める努力をしていきます。

② 感染症対策を踏まえた避難所スペース

感染症蔓延下で緊急事態になった場合、感染者とそれ以外の者を隔離するための新たな施設など2倍近い避難スペースの確保が必要とされているが、足りているのか。足りているのであればその根拠となる資料の開示を求める。また、その避難所の広さは支援物資等の置き場を確保されたものなのか。

(答)

- 県では、安心を提供できる避難所を設置・運営するために、「佐賀県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針」を作成し、各市町においては、これを活用し、それぞれの地域や避難所となる施設の実情に応じた避難所運営マニュアルを定め、適切に運用していただいています。
- その他、配慮を要する方の避難先として、また避難所内の密集を避ける措置として、県はもとより、市町独自でも災害時における宿泊施設との協定を締結している市町もあり、状況に応じて宿泊施設を活用できる体制となっています。
- 支援物資の置き場の確保については、避難所の指定等に際して、避難者を滞在させるために適切な規模であること、生活関連物資を配布することが可能であること等一定の広さに関する基準があり、適当なスペースは確保していただいていると認識しています。
- 市町においては、限られた地域資源を最大限に活用しながら、避難者の安全確保に努められているところであり、今後も市町と一緒に引き続き検討していきます。

③ 避難退域時検査場所の線量が高く移転せざる得ない場合の移転先の事前公表

2021年12月20日の政府交渉での政府の回答は「避難退域時検査場所の線量が高い場合は、線量の低い地域で検査等を実施する」とのことだった。

緊急避難で混乱している中、車の渋滞等が起こりうる事も考え、避難退域時検査場所の移転先候補地を事前に住民にわかりやすく公表をするべきではないか。

事前公表の際、HPだけでなく直接住民に説明の場を校区単位のような小地域で儲けるべきと思うが、開催の用意はあるのか。

(答)

- 避難退域時検査は県内12箇所の会場のうち、避難地域に応じた会場で実施することとしており、実施場所については、ホームページへの掲載、市町や報道機関を通じた広報、交通誘導の際の呼び掛けにより周知します。

④ 検査場所に寄れなかった人への対処

行った先で検査場所の変更が告げられて次のところに行くのをためらう人や、一刻も早く避難したい人等、検査場所に寄らない住民がいた場合、検査済の証明書類を持たずに避難した人たちは、避難所に入れないなどの不当な扱いを受けることはないのか。この具体的な法律や基準を明らかにすること。また、この問題で福島原発事故時の教訓はどう生かされているのか。

(答)

- 災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先であると考えており、現場で対応するスタッフ等が避難してきた方の入所を断ることがないように、市町に対し、日頃から優先順位の考え方を徹底するようお願いしています。

⑤ 安定ヨウ素剤の事前配布

甲状腺に対してのみだが、放射性ヨウ素から身を守る必要があるのは安定ヨウ素剤を事前に飲むことである。規制委員会の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」によれば、「放射性ヨウ素にばく露される24時間前からばく露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上を抑制することができる」とある。住民としては、ばく露後2時間前までに服用する事は必須となる。

- a. 安定ヨウ素剤未受領者への配布は、PAZ、UPZ地域及び、UPZ以外でも放射線量が高い場合、いずれも原発事故発生のお知らせを聞いてからの配布となるが、自治体によりどのように行われるのか？

(答)

- PAZにおいては、事前配布の未受領者や自宅に置き忘れてきた方には、避難の際に緊急配布することとなります。
- UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体へ指示があった場合に、緊急配布を行うこととなります。
- 緊急配布は、各市町が指定する集合場所及びUPZ内の避難経路上の緊急配布場所へ安定ヨウ素剤を搬送のうえ行います。

b. 玄海町PAZ内の配布状況は、40歳未満の内の26.7%、325人のみ、UPZに至っては、2021年までに17人しか事前配布されていない。この現状で2時間以内に配布を終了させる方法はどのような方法か。

(答)

- 緊急配布が必要となった場合は、各市町が指定する集合場所及びUPZ内の避難経路上の緊急配布場所へ安定ヨウ素剤を搬送のうえ配布を行います。
- PAZにおいては事前配布を受けていただくよう、今後も未受領者あてに広報・周知に努めます。
- UPZにおいては避難又は一時移転の際に配布できるよう各市町内の緊急配布場所に備蓄されており、緊急配布場所については、県及び各市町が作成し各世帯に配布されている「原子力防災のてびき」に記載されています。

c. 最悪の事態を想定すれば、ばく露され最低2時間後までに服用するには「事前配布」が必須であるのは明らかだ。UPZ圏内でも、規制委員会は郵送配布することは否定していないのに、なぜすべてのUPZ内住民に事前郵送しないのか。

(答)

- 国の指針では、「事前配布を行わない地域においては、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転に合わせて安定ヨウ素剤を配布及び服用する必要があるため、配布体制を整備する必要がある」とされており、この指針に従って佐賀県と市町が共同で安定ヨウ素剤の配備を行っています。
- なお、UPZについては、緊急時に速やかに安定ヨウ素剤の配布を受けることが困難で、希望される方には事前配布を行っています。

d. 希望者の申請を待っている現状のようだが、これら低配布率は放射性物質及び放射線の特徴（有害性）に関する正しい情報を住民に伝えていない結果である。規制委員会の原子力災害対策指針は「平時からの住民等への情報提供」を謳っているが、放射性物質がどのように身体に有害な作用をするのか、何故服用するのかの理由等は住民に正しく届いていない。安定ヨウ素剤配布に関する地域説明会を小学校ごとに行う計画はあるのか。ないのなら実施を求める。

（答）

- 安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防又は低減する効果を持つものであり、このことは、県が作成している「原子力防災のてびき」や、事前配布の案内に同封する説明資料にも記載しています。また、説明動画を県ホームページに公開しています。
- 周知・広報の方法については今後も検討していきます。

⑥ 「原子力防災のてびき」2018年版には、「13 常に『もしも』と考える」の項目に、「訓練が大切——災害時には、普段やれること、訓練でやったことのあることしかできません」の記載があった（P16）。しかし、「てびき」2020年度版から「訓練が大切」の項目が削除された。なぜ削除したのか。

（答）

- ご指摘の「訓練が大切」の項目に記載していた内容については、削除したのではなく、P1「はじめに」に記載するよう変更を行ったところです。

2) 佐賀県原子力防災訓練（2022/2/26）についての要請・質問
以下、原発と隣り合わせの暮らしを強いられている立地県民として避難訓練で是非検証してほしい点を記載した。今回の避難訓練で是非実行し、結果を公表することを求める。今回の訓練で検証できなかったことについては、後日対策を公表することを求める。

（答）

- 県では、原子力防災訓練の実績報告書を毎年、県ホームページに掲載しています。
- 今年度の訓練についても、報告書がまとまり次第、県ホームページに掲載し、公表することとしています。

- ① 放射能が放出され、私達住民が避難行動を取らざるを得ない時、風向き及び放射線放出量の情報が必須である。これらの情報を私達住民はどのようにタイムリーに知ることが出来るのか、自治体の広報手順・タイムテーブル、私達住民のアクセス場所を避難訓練で明確に示すこと。

(答)

- 県では、平時においてもモニタリングポスト（26局）で原子力発電所周辺地域の放射線量等を随時測定しており、また、その結果について佐賀県の原子力安全行政のホームページ上でリアルタイムデータを見ることができるようにしています。
- 原子力防災訓練においては、「緊急時通報連絡・情報伝達訓練」でモニタリング結果の情報共有や住民の避難や一時移転が必要となった際のマスコミへの情報伝達の手順などを確認しています。

- ② 内閣府はSPEEDI（放射性物質拡散予測システム）のシミュレーション結果を避難訓練で利用し、避難計画に反映させることを認めている。佐賀県の避難訓練と避難計画においてSPEEDIを活用すること。

(答)

- 県としては、原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするための専門的・技術的事項を定めた国の原子力災害対策指針に基づいて避難を実施する必要があると考えています。
- 原子力防災訓練は、原子力災害が発生した際を想定して実施しており、実際に災害が発生した際に使用しないSPEEDIを訓練や評価に活用することは考えていません。

- ③ 避難指示が出た時の私達住民への告知手段（テレビ、ラジオ、携帯、防災無線、その他）をすべて訓練で実施する事。

(答)

- 原子力防災訓練では、防災行政無線や緊急速報メールサービス等を活用した情報伝達訓練を実施しています。
- また、訓練ではマスコミへの情報伝達の手順についても確認をしています。

④ U P Z内の行政機関や医療機関が退避する場合、そのことをどのように私たち住民に周知させるのか、具体的に告知方法の訓練をすること。

(答)

- 災害発生時においては、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、F A X等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達することとしています。
- 原子力防災訓練においては、「緊急時通報連絡・情報伝達訓練」で情報伝達の手順などを確認しています。

⑤ 在宅の要支援者について、何日間の医療・介護スタッフ等の支援体制が可能なのかを訓練で明らかにすること。

(答)

- 在宅の要支援者については、個別に対応が異なることから、避難された方のその時の状況により、適当な専門職による支援体制が組み立てられます。
- 一般の避難所における生活が困難と判断される場合は、福祉避難所や医療機関等に移送し、より適切な対応が図られるよう措置を講じます。

⑥ 病院や福祉施設の避難において福祉車両や救急車両の台数が足りない場合、県、国の援助がどのように確保できるのか、訓練で明らかにすること。

(答)

- 移送に伴う車両の確保については、市町の原子力防災計画において、対策を講じられていると考えていますが、不測の事態の移送手段としては、県はレンタカー協会や、バス・タクシー協会と災害時における協定を締結しており、これを活用して車両の不足を補います。
- また、県は、避難行動要支援者の広域避難のための車両整備に要する経費への補助について、毎年予算を確保しており、市町に対しその活用を働きかけていきます。

⑦ 原発事故が起こった時、UPZ内の子どもたちが通う保育園、幼稚園、学校への保護者の迎いの具体的な手順はどうなっているのか。迎えに行けない保護者との話し合いはできているのか。すべての施設で訓練はできているのか。

(答)

- UPZ内の学校・保育所等の防護措置については、基本的には保護者の方に迎えに来てもらい、ご自宅に帰宅していただきます。
- なお、保護者の方が迎えに来ることができない児童・生徒については、教職員とともに校内で屋内退避を実施していただき、その後、屋内退避を実施している地域に避難指示が出た際には、県が協定を結んでいる佐賀県バス・タクシー協会等の協力を得て、必要な台数のバスを手配し、しかるべき避難場所へ避難していただきます。
- 今年度の原子力防災訓練では、玄海町のみらい学園において保護者の方への児童の引き渡し訓練を実施したところです。
- また、その他の学校においても屋内退避訓練を実施していただいています。

⑧ 佐賀県内各市町において、自然災害時の避難者受け入れ数は、受け入れ自治体の全住民の何%程度となっているのか。原発事故時の他の市町からの避難者受け入れ数は、97%にもなる太良町をはじめすべての県内市町において到底受入可能な数ではないと考えられるが、どのような対応を考えているのか。

(答)

- 原子力災害と自然災害等との複合災害が発生した際には、予定していた施設に収容できないことも考えられます。
- その場合には、利用していない他の避難先施設を使用することになります。現在の計画では、3市町・約18万人の避難先を確保していますが、5～30km圏のUPZでは、一定線量以上が確認された特定地域の住民が避難することとなっており、避難先として確保していても、使用しない施設も出てきます。こうした施設を活用する等により対応することとなります。

- また、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合とで、災害時に避難場所として宿泊施設を提供いただく協定を締結しており、高齢者や障害者及び妊産婦などの避難に積極的に活用していきます。

⑨ 佐賀県内の避難所は一人2㎡で計画されているが、全収容人数が入り、荷物も持ち込んだ形で2㎡がどのくらいの生活環境になるのか検証を訓練の中に入れること。

(答)

- 今年度の訓練では規模を縮小したため避難所開設に係る訓練を中止しましたが、例年の訓練ではテント設営などを行い訓練参加者に避難所でのスペースを確認いただいています。

⑩ ペットの避難方法、避難所での保護運営管理の方法を訓練すること。

(答)

- 今年度の訓練では規模を縮小したため中止しましたが来年度の訓練でペット避難訓練を実施できるよう調整することとしています。

⑪ 避難退域時検査は、実際の事故時には人は「代表者」のみ検査することとなっている。しかし、事故後に何の疾病にかかるか、放射線証明書は自分の履歴を証明するものとして必須である。権利として私達住民全員を検査するのが自治体の仕事である。避難訓練においても、すべての地区の検査場所と避難所で、一人一人に実施し、放射線測定結果を配布する訓練を行うこと。

(答)

- 避難退域時検査は、車や衣服などに放射性物質がついていないかを確認し、放射性物質が周囲に広がることを防ぐために実施するものです。
- 実施にあたっては、住民の避難や一時移転の迅速性を損なわないことが重要であり、測定の結果が基準値を超えていないことが確認でき次第、ただちに避難所に向かっていただくこととしています。

⑫ 避難退域時検査場所での車の除染は、訓練に参加した全車両に対して行い、問題点をあぶりだせる訓練を行うこと。

(答)

- 訓練については、限られた時間の中でできるだけ訓練効果を上げるため、関係機関などと全体の訓練時間や内容を調整しているところであり、除染する車両数については訓練の計画段階において検討しています。

⑬ 避難退域時検査場所の除染で出た放射性物質の管理方法を訓練すること。

(答)

- 除染で発生した汚染物は一般の廃棄物と分別することとしており、訓練でも実施しています。

⑭ 避難者の放射線測定で高線量が出た時の対応の手順、機材の準備、記録の残し方、記録の管理方法の確認を訓練に入れること。

(答)

- 避難退域時検査訓練において、必要な資機材の準備、記録、簡易除染の訓練も実施しています。

⑮ P A Z、U P Z内の安定ヨウ素剤の配布が完了していない私達住民に対して、どのように届けるのか、具体的に訓練をすること。

(答)

- 市町にて、集合場所や市町が設定する配布場所において避難住民に安定ヨウ素剤を配布する訓練を実施しています。

⑯ 離島では原発事故時に悪天候が続けば島外への避難は困難。高線量下で1人2㎡のシェルターや蛇腹式テントなどの密閉空間での暮らしを強いられる。こうした場合での数日間の訓練を行い、状況を確認すること。

(答)

- 実動訓練に関しては、原子力災害時の避難行動を自分のものとしていただくためにも、できる限り多くの方に参加していただけるよう、時間帯や日程（土曜や休日での開催）を設定しています。

- 住民の方々に参加いただく部分は、「避難指示が発令されてから避難所に避難するところまで」であり、実際の避難に係る時間として半日程度を設定しています。
- 数日間にわたる屋内退避訓練は、訓練参加者にかかる負担が大きいことから実施する事は考えていません。

⑰ 7 離島が同時に避難することを想定した訓練を行い事故時の問題点をあぶりだすこと。

(答)

- 離島が所在するUPZにおいては、全面緊急事態となった場合はまず屋内退避をしていただき、万が一放射性物質が放出された場合は、放射線量の測定結果を踏まえ、避難が必要な地域を特定して、避難を実施することとなります。
- 唐津市の避難計画では、離島からの避難について、最寄港や唐津港等に上陸し、県内の避難先施設へ自家用車や県・市が確保するバスなどで向かっていただくこととなっています。
- ただし、悪天候などのため避難ができない場合も考えられるため、そうした場合に備え、離島の全住民が収容できるよう、放射性物質からの防護機能を付加した放射線防護対策施設を整備したところです。
- こういった離島からの避難や放射線防護対策施設での屋内退避については、毎年実施している原子力防災訓練において、住民の方々に参加いただき、その手順を確認する訓練を実施しています。

⑱ 3 離島（加唐島、松島、向島）の飲料水は島内自給体制をとっており、過酷事故直後から放射能汚染が始まり、低線量内部被ばくの恐れがある。避難時の飲料水確保や長期滞在を強いられた時の飲料水確保はしているのか。こうした事態を想定した訓練を行うこと。

(答)

- 離島のそれぞれの放射線防護対策施設には、屋内退避に必要な毛布や簡易トイレなどの物資のほか、過去の定期船の欠航状況(最大3日)を踏まえて、3日分の水・食料を備蓄しています。

⑱ 訓練に参加した島民の率直な声を聞き、公表し、国や九電に伝えること。

(答)

- 原子力防災訓練の実績報告書の作成にあたっては、訓練に参加いただいた方を対象としてアンケートを実施し、その内容を反映させています。
- また、実績報告書の内容は国や九州電力㈱を含め、関係機関と共有しています。

⑳ 訓練に際して行う講話においては、福島原発事故の放射能被害の実態、避難者や被害者の声を正しく伝えること。見解が分かれるものについては、両論を伝えること。

(答)

- 避難所での訓練や研修・講話などについては、各々の市町の責任において、独自に企画・実施されているところです。
県では、その過程での相談等には適宜対応しています。

㉑ 原発が存在し、事故は起こる事を否定できない現状では、私達住民の避難訓練参加は必須だが、過去の避難訓練において事前広報が私達住民へ届いていない。避難訓練は佐賀県民全員が知るところとなるよう広報を行うこと。

(答)

- 今年度の訓練実施に当たって、県内全域を対象とした新聞広告や、玄海町・唐津市・伊万里市を対象とした新聞折込みチラシ、県ホームページや県民だよりへの訓練情報掲載を行っているところです。
- 今後も、市町と連携を図りながら、原子力防災訓練の周知にしっかり取り組んでまいります。

3) 30キロ圏外の住民の避難についての要請・質問

① 県発行の「原子力防災のてびき」には、「UPZ外の住民も状況に応じて屋内退避、放射線が高くなればUPZの住民と同じように避難」(P7)と記されている。そうであればUPZ外の17市町の住民も避難訓練をすること。

② 私達全県民に対する避難指示の告知訓練と、どこにどう逃げればいいのか場所を公表すること。

③ UPZ内外を問わず、玄海原発で事故が起これば避難当事者となり得る可能性があることや、自然災害の避難と違って「被ばくから逃げなければならない」ということが平時から私達全県民に周知徹底されていない。「てびき」を全世帯配布しただけでは周知徹底したということにはならない。自治体はそれぞれの家庭に情報をどのように届けるのか、具体的に示すこと。

(答)

- 県では、原子力災害対策指針等に基づき玄海原発からおおむね30km圏内の玄海町、唐津市及び伊万里市の全域を原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）とし、避難計画を策定することと定め、この3市町の関係機関の職員や住民等を中心に訓練を実施しています。
- 具体的には、PAZ及びUPZに所在する玄海町、唐津市及び伊万里市では、30km圏内の全住民を30km圏外の17市町で受入れることができるように避難計画を策定しており、毎年、訓練時には17市町のうちの数市町が、3市町からの避難者を受け入れる避難所設置訓練等を実施されているところです。
- なお、災害時にはUPZ外の地域においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、UPZと同様に避難等の防護措置を実施することになりますが、福島の実例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を避難先として活用していくこととしています。
- さらに、UPZ外で避難が必要となった場合には、十分な時間的余裕（空間線量が毎時20マイクロシーベルトを超えた地域は1週間程度以内に避難）があると考えており、その間に、PAZやUPZとの避難先の調整など、事態に応じたオペレーションを検討し、実施することとしています。
- このようなことから、平時から様々なオペレーションを考えておくことが大切なことと認識しています。災害対応はこれで終わりというのではなく、より良い地域防災計画や避難計画となるよう不断に見直しを行いつつ、訓練を通して関係市町や関係機関と共に内容を確認するなど実効性を高める努力をしていきます。

【別紙】

- また、住民への周知の取組として県では、「原子力災害や放射線とはどういうものか、避難計画の概要や避難に際しての心構え、原子力災害時の対応方法や持ち出し品等」を記載した「原子力防災のてびき」を作成し、県内の全世帯に配布するとともに、県のホームページにも掲載しているところです。

- 周知の取組は重要であり、継続して行うことが必要と考えています。今後とも、「原子力防災のてびき」をはじめ、広報媒体等も活用して、市町と連携を図りながら周知活動に取り組んでいきます。